

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2021年（令和3年）

July 7 月号

新型コロナウイルス感染症と結核統計



錦江湾ヨットレース

【写真提供：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
新型コロナウイルス感染症と結核統計.....	2
労働保険年度更新申告書の提出について.....	3
労務管理あれこれ	
～災害等による臨時の必要がある場合の	
時間外労働等の考え方は～.....	4
がん患者など長期療養者の就職支援について.....	5
令和3年5月末（速報）業種別死傷災害発生状況.....	6
母性健康管理指導事項連絡カードを改正します	
（令和3年7月1日適用）.....	7

不妊治療と仕事の両立を支援する助成金のご案内.....	8
令和3年賃金構造基本統計調査にご協力ください.....	9
STOP！マタハラ.....	10
労働安全・労働衛生コンサルタント試験のご案内.....	10
アルバイトの労働条件を確かめよう！	
キャンペーン中です!!.....	11
みんなで休暇 夏を楽しみりフレッシュ.....	12
STOP！熱中症クールワークキャンペーン	
～熱中症予防対策の徹底を図ろう～.....	13～15
令和3年8月の講習開催のご案内.....	15～16

さくらじま

雇用情勢は一進一退の状況である。コロナ感染者の数に経済活動が敏感に反応することから、企業も雇入れをするかどうか判断に苦慮していると聞く。雇用調整助成金による国の支援は事業所における雇用維持に大きな役割を果たしつつも、それが柔軟な労働市場の業種間移動を阻害しているという声もあることから、助成率引き上げ等の特例措置を今後縮小し、在籍型出向を実施した企業、受け入れた企

業双方に支給する産業雇用安定助成金の新しい制度の活用を推進していくこととなっている。事業所も既存の経営スタイルで営業を続けていくことは困難であり、飲食店では創意工夫により行列ができていいる店も見受けられる。新しい経営スタイルを模索し、取り入れることができるかどうか、雇用維持の助成から脱却し、事業所の力で従業員の雇用確保に向けて進めるかの分かれ道のように思う。



新型コロナウイルス感染症と結核統計

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 徳留 修身
(産業医、元・鹿児島市保健所長、元・結核研究所疫学科長)

昨年初めからわが国でも感染が広がっている新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」と略）はすでに国内で1万人以上、世界では300万人以上の生命を奪っている。有効な予防や治療の恩恵を受けることなく犠牲になることは悲劇であろう。一方、新型コロナの蔓延に伴い人々の感染予防の意識や行動が改善し他の感染症の発生が減少するという推定も成り立つ。しかし緊急事態における各種の制限が受診行動の抑制や自粛をもたらしているのであれば、発生件数の減少は報告件数の減少による「見かけの改善」の可能性がある。結核における「受診の遅れ」は重症化につながる問題となる。

2020年（令和2年）の全国の結核新登録患者数速報値（年間、月別）が公表されている。速報値は報告数であり、確定値は通常翌年秋に公表される。新型コロナの蔓延が始まったことと結核の患者発生数（報告数）との関連について検討してみた。その結果、対前年比や前年同月比は著しく低い値を示した。

全国の結核登録数は減少傾向が続いており2016～2019年は前年比4～7%の減少が続いた。ところが2020年の報告数は前年比14%の減少となっており、確定すると例外的な値となる。前年同月比でも2020年はすべての月で前年を下回っており、特に4月と7月は30%以上の減少を示している。罹患率すなわち「人口10万に対する結核登録数」は2016年以降13.9、13.3、12.3、11.5と低下したが、2020年の速報値は一気に10を下回り9.9となっている。これが確定するならばわが国は結核の「低蔓延国」に初めて仲間入りすることになる。このような2020年の結核の登録数の特徴について考察してみたい。（なお、2021年1～3月の速報値では前年同月比がそれぞれ27%、12%、7%の減少となっている。）

まず新型コロナ対策として「3密」を避けることやマスクの着用などの予防活動が副次効果として感染を防いでいるという見方は急性感染症には成り立つ可能性があるが、これを結核に当てはめるには無理がある。結核では感染から発病まで概ね6か月以上2年程度（その後は減少）の期間があり、しかも発病から受診、診断確定、保健所への届出まで過剰な時間を要する例があるため、感染予防活動の強化がその年の結核の統計に与える影響は限定的であろう。

ここで結核における受診や診断の遅れについて定義を紹介する。症状（咳や痰）の出現から受診までに2ヵ月以上を要した例は「受診の遅れ（Patient's Delay）」と区分され、労働者の年齢層に該当例が多い傾向がある。受診から診断までに1ヵ月以上を要した例は「診断の遅れ（Doctor's Delay）」と区分され、皮肉なことに労働者の年齢層での該当例は比較的少ない。受診が遅れて重症化しているため早く診断されやすいことによる。症状出現から診断までに3ヵ月以上を要した例は「発見の遅れ（Total Delay）」とされ、労働者の年齢層に該当例が多い。受診や発見の遅れは重症化と感染拡大のリスクを高めるため、啓発の強化と受診しやすい労働環境の整備は産業保健における課題の一つであろう。

コロナ禍で結核の統計に現れた特徴が「受診の遅れ」や「受診の自粛または制限」による見かけ上の改善ならば、楽観はできないと思われる。結核に限らず各種の保健統計にコロナ禍によるバイアスがかかっている可能性があるためその解釈には注意を払う必要がある。

労働保険年度更新申告書の提出 についてのお願い

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室

労働保険年度更新手続きとは、前年度の労働保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための手続きです。

今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止や安全確保のため例年のような会場受付を行わず、郵送による提出もしくは電子申請のご協力をお願いしております。郵送により提出する場合は必要箇所の記入もれがないようご確認のうえ、同封の提出用封筒（鹿児島労働局労働保

険徴収室あて）を使用してください。

鹿児島労働局や厚生労働省ホームページに大変便利な計算ツールなども掲載しておりますので是非ご活用ください。

なお、受付・審査の事務の一部を外部委託しておりますので、申告内容について委託業者から照会させていただくことがあります。

今年度の申告・納付期限は6月1日から7月12日までとなっておりますので、お早目の申告・納付にご協力をお願いいたします。

お問合せ・送付先

〒892-8535 鹿児島市山下町13-21

鹿児島労働局 労働保険徴収室

電話 099（223）8276

労働保険事務組合をご存じですか

労働保険事務組合とは

雇用保険、労災保険への加入手続きや保険料の申告・納付手続き、労働者の入社、退社のときの届出等の事務手続きがあるため、その事務手続きがわずらわしく負担と感じられている事業主の皆様も少なからずいらっしゃると思います。

そこで、事業主が行わなければならないこれらの事務処理を、厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合が、事業主に代わって一括して処理出来ることにしたのが、労働保険事務組合制度です。

事務委託出来る事業主は

常時使用する労働者の数が

- *金融、保険、不動産、小売業で1人以上50人以下
- *卸売、サービス業で1人以上100人以下
- *その他の事業で1人以上300人以下

であれば、委託することが出来ます。

事業主に代わって事務組合が行う事務処理は

事業主に代わって次の手続きを労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）へ行うことが出来ます。

- ①労働保険料の申告・納付に関する事務
- ②労働保険関係成立、雇用保険の事業所設置届等の提出等に関する事務
- ③雇用保険の被保険者に関する届出等の事務（個人番号関係事務を含む。）
- ④労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ⑤一般拠出金に関する事務

事務組合へ委託した場合のメリットは

- ①事務組合が一括して事務処理をしますので、事業主がその都度行う各種の手続き等の事務処理が軽減されます。
- ②労災保険には本来加入することの出来ない事業主や家族従事者も特別に労災保険（特別加入制度）に加入することが出来ます。
- ③労働保険料の納付については、概算保険料の多少にかかわらず3回に分けて納付することが出来ます。
- ④その他に、労働保険事務組合連合会が行う「労保連労働者災害共済制度」への加入や、委託された事業主に対しての各種の雇用保険制度活用のための事業主説明会への参加も出来ます。

中小事業主にとっては、事業主等の労災保険特別加入や事務処理の軽減が図れて非常に便利な制度です。



		3回分割		
		第1期（初期）	第2期	第3期
納期限	個別事業	7月12日	11月1日	翌年1月31日
	労働保険事務組合		11月15日	翌年2月14日

事務組合への加入に関するお問い合わせは

現在、県内各地に約120の団体が事務組合の認可を受けて労働保険の事務を行っております。

既存の事業主はもとより、新規に事業を始めて労働者を雇用予定の事業主の皆様、事務組合への委託をお勧めします。加入についてのご相談、お問い合わせは鹿児島労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）へ

*鹿児島労働局のHPへも労働保険事務組合の名簿を掲載しております。
（鹿児島労働局トップ→各種法令・制度・手続き→労働保険関係→労働保険事務組合制度）

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室

（住所）鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎

（電話）099-223-8276

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等の考え方は

（Ｑ）当社は製造業を営む者ですが、今般、災害等の対応により時間外労働・休日労働に関する協定（以下、「36協定」と言います。）の範囲を超えて、災害等の対応をする必要が出てきました。労働基準法第33条第1項に基づく許可又は届出を行えば36協定を超えて対応ができると聞いたのですが、どのような場合に許されるのでしょうか。

許可基準を満たす場合に適用される

（Ａ）労働基準法第33条第1項は、「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない」と定められています。

この内容を簡単に言いますと、同条に定められた事由がある場合で、労働基準監督署長の許可を受けるなどした場合は、法定労働時間を超え、又は法定休日に労働させることができるというものです。このため、許可を受けるなどすれば、36協定を届け出ていなくても法定労働時間等を超えて労働させることができますし、36協定で労使協定した範囲を超えて、別枠で労働させることができることになります。従って、労働者にとっては厳しい内容となるため、許可される事由等を限定し、労働基準監督署長に許可を受けるなどすることとしているものと考えられます。

今回のご質問では、「災害等の対応をする必要が出てきた」とのことしかわかりませんので、事由の詳細がわかりませんが、行政解釈では、「災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合」について、地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等への対応（差し迫ったおそれがある場合における事前の対応を含む）、急病への対応その

他の人命又は公益を保護するための必要は認めること」（令和元年6月7日付け基発0607第1号）と示されていますので、例えば近年梅雨時や台風襲来時に多発している大雨による事業場の浸水等が発生するおそれがある場合、製造機械等の水没を回避するための対応は、一般的に該当するのではないかと考えられます。

一方で、「単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと」（前掲同通達）と示されていますので、例えば大雨洪水警報等が発せられている状況において、身に迫った危険等はなく、降雨等による影響を避ける対策等も必要ないものの、仕事が立て込んでいることから、この状況を利用して労働させることとする場合は該当しないこととなります。

また、新型コロナウイルス感染症が労働条件にも影響を及ぼしているところですが、労働基準法第33条第1項の適用に関し、「新型コロナウイルスの感染・蔓延を防ぐために必要なマスクや消毒液、治療に必要な医薬品等を緊急に増産する業務についても、原則として同項の要件に該当すると考えられます」、「新型コロナワクチンの接種の実施に関する業務についても、ワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすために実施されるものであるところ、接種会場などが設けられ、迅速かつ大規模に接種が実施されるような状況下においては、原則として同項の要件に該当するものと考えられます。」（令和3年5月12日付け事務連絡）と示されています。

いずれにしても、労働基準法第33条第1項に基づく時間外・休日労働はあくまで必要な限度の範囲内に限り認められるものですので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にするなどしていただくことが重要です。また、やむを得ず月に80時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより疲労の蓄積の認められる労働者に対しては、医師による面接指導などを実施し、適切な事後措置を講じる必要があります。

該当する事案がある場合は、最寄りの労働基準監督署へご相談ください。

がん患者など長期療養者の就職支援について

鹿児島労働局職業安定課

医療技術の進歩や医療提供体制の整備等によって、がんの多くは治癒が期待できるようになり、がん患者の中にも社会で活躍している方が増えています。一方で、がん、肝炎、糖尿病等の疾病により、長期にわたる治療等を受けながら、生きがいや生活の安定のために就職を希望する方への支援が社会的課題となっています。

このため、「ハローワークかごしま」では、専門相談員（就職支援ナビゲーター）を配置し、がん診療連携拠点病院での出張相談や個々の治療状況等を踏まえた職業相談・職業紹介の実施など、医療機関と連携した就職支援を行っています。

手術等の治療が一段落後も、術後の抗がん剤投与等に伴う通院や、2～3か月に1回程度の経過観察による通院を必要とする方々の就職を支援するため、仕事と治療の両立が可能な求人のお申込みについて、事業主の皆さまのご理解とご協力をお願いします。



県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和3年4月分】

県内有効求人倍率 1.21倍（前月比0.05P増）
 全国平均有効求人倍率 1.09倍（前月比0.01P減）

県内正社員有効求人倍率 0.95倍（前年同月比0.08P増）
 全国正社員有効求人倍率 0.81倍（前年同月比0.11P減）

※ 本県の雇用失業情勢は、雇用調整助成金拡充等の特例措置により雇用の維持が図られていることに加え、4月はゴールデンウィークを前に、社会経済活動の再開に期待を込めた新規求人提出の動きも見られましたが、県内でも感染者数が増加するなど、新型コロナウイルス感染拡大は一進一退を繰り返しており、今後の見通しは依然として不透明な状況です。感染拡大の状況は、就職活動・採用活動に影響を与え、雇用情勢も弱さを増すおそれがあることから、引き続き、今後の求人・求職の動向等を注視してまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【トライアル雇用助成金】

- 新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース
- 新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース

新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則3か月間の試行雇用を行う事業主に対して助成することにより、離職者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とした制度です。

〈対象労働者の要件〉

次の全要件を満たした上で、ハローワーク等の職業紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ①令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職
 - ②紹介日時点で、離職している期間が3か月を超えている
 - ③紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している
- ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。



令和3年5月末（速報） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和3年		令和2年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	682	11	647	7	35	4
1 製造業	126	0	117	1	9	-1
1 食料品製造業	68		67		1	
4 木材・木製品製造業	10		7		3	
9 窯業土石製品製造業	10		3		7	
11～12 金属製品製造業	3		7		-4	
13～15 機械器具製造業	14		15		-1	
上記以外の製造業	21		18	1	3	-1
2 鉱業	0	0	1	0	-1	0
3 建設業	92	2	105	3	-13	-1
1 土木工事業	30	2	40	2	-10	
2 建築工事業	49		52	1	-3	-1
3 その他の建設業	13		13		0	
4 運輸交通業	82	1	78	0	4	1
1 鉄道・航空機業	2		2		0	
2 道路旅客運送業	3		5		-2	
3 道路貨物運送業	75	1	71		4	1
4 その他の運輸交通業	2		0		2	
5 貨物取扱業	6	0	4	0	2	0
1 陸上貨物取扱業	2		1		1	
2 港湾運送業	4		3		1	
6 農林業	31	3	35	2	-4	1
1 農業	19	1	21		-2	1
2 林業	12	2	14	2	-2	
7 畜産・水産業	32	1	36	0	-4	1
8 商業	90	2	80	1	10	1
1 卸売業	15	2	12		3	2
2 小売業	69		54	1	15	-1
3 理美容業	2		1		1	
4 その他の商業	4		13		-9	
9 金融・広告業	10	0	1	0	9	0
11 通信業	6	0	13	0	-7	0
12 教育・研究業	7	0	3	0	4	0
13 保健衛生業	117	0	97	0	20	0
1 医療保健業	47		29		18	
2 社会福祉施設	65		67		-2	
3 その他の保健衛生業	5		1		4	
14 接客娯楽業	36	0	33	0	3	0
1 旅館業	6		5		1	
2 飲食店	19		11		8	
3 その他の接客娯楽業	11		17		-6	
上記以外の事業	47	2	44	0	3	2
10 映画・演劇業	0		0		0	
15 清掃・と畜業	26	2	22		4	2
16 官公署	0		1		-1	
17 その他の事業	21		21		0	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	77	1	72	0	5	1
第三次産業（8～17）	313	4	271	1	42	3

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。

令和3年度夏の交通事故防止運動が実施されます

実施期間 令和3年7月11日（日）～7月20日（火）

スローガン 鹿児島県の夏！ マナーが輝く 快適ロード

- 運動重点
- 1 自転車の安全利用の推進 ～かごしま自転車条例の更なる理解促進～
 - 2 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - 3 飲酒運転・あおり（妨害）運転等無謀運転の根絶

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

働く妊産婦・事業主・産婦人科医等の皆さまへ

母性健康管理指導事項連絡カード を改正します！（令和3年7月1日適用）



令和3年3月31日付けで母性健康管理指導事項連絡カードの様式を改正し、7月1日から適用します。

▶▶ 母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

母性健康管理措置には、次のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中または出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）
- また、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（※）として、妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることが義務付けられる措置があります。

（※適用期間は、令和2年5月7日から令和4年1月31日まで。）

※なお、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等を、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

▶▶ 母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）とは

- 事業主が、上記の母性健康管理措置を適切に講じるために、指導事項の内容が事業主に的確に伝達され、講ずべき措置の内容が明確にされることが最も大切です。このため、男女雇用機会均等法に基づく指針で、母性健康管理指導事項連絡カードの様式が定められています。

働く妊産婦の皆さま

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため**母健連絡カード**を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主の皆さま

母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト
「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



女性労働者の母性健康管理のために

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/kyoukintou/seisaku05/index.html



鹿児島労働局 雇用環境・均等室
099-223-8239

事業主の皆さまへ

不妊治療と仕事の両立を支援する助成金のご案内 「両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）」など

「両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）」

支援対象となる事業主

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度について、次の①～⑥のいずれか又は複数の制度について、利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者に休暇制度・両立支援制度を利用させた中小企業事業主

- ① 不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、② 所定外労働制限制度、
③ 時差出勤制度、④ 短時間勤務制度、⑤ フレックスタイム制、⑥ テレワーク

支給要件

次の全ての条件を満たすことが必要です。

- （1）不妊治療と仕事の両立のための社内ニーズ調査の実施
- （2）整備した上記①～⑥の制度について、労働協約又は就業規則への規定及び周知
- （3）不妊治療を行う労働者の相談に対応し、支援する「両立支援担当者」の選任
- （4）「両立支援担当者」が不妊治療を行う労働者のために「不妊治療両立支援プラン」を策定

支給額

次の要件を満たした場合、A、Bそれぞれが支給されます。

A「環境整備、休暇の取得等」

支給要件の全てを満たし、最初の労働者が、不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）利用した場合

1 中小企業事業主 28.5万円＜36万円＞

B「長期休暇の加算」

上記Aを受給した事業主であって、労働者に不妊治療休暇制度を20日以上連続して取得させ、原職等に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合

1 中小企業事業主 28.5万円＜36万円＞ 1事業主当たり1年度に5人まで

※A、Bとも、＜＞内は生産性要件を満たした場合の支給額

不妊治療のための休暇を新たに導入したい場合は、以下の助成金も活用できます。

「働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）」

- 支給対象となる事業主：不妊治療等のために利用できる特別休暇制度（多目的・特定目的とも可）を導入した中小企業事業主
- 対象経費：外部専門家によるコンサルティングや就業規則等の作成・変更などの休暇制度の導入に関する経費
- 支給額：**上限50万円**（所得経費の3／4。一定の要件を満たした場合4／5）

令和3年 賃金構造基本統計調査

にご協力ください

厚生労働省では、毎年7月に賃金構造基本統計調査を実施しています。
対象となる事業主の皆様には、ご負担をおかけいたしますが、調査票へ
ご回答いただきますようお願い申し上げます。

賃金構造基本統計調査とは、どのような調査ですか？

「賃金構造基本統計調査」は、労働者の賃金の実態を、産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数などの別に明らかにするための統計調査です。この調査は、国が実施する統計調査の中でも、最も重要な統計の一つとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されています。

賃金構造基本統計調査の対象は、どのように選ばれますか？

常用労働者5人以上の民営事業所、及び10人以上の公営事業所の中から無作為抽出で選ばれた事業所が調査対象になります。令和3年の対象となる事業所は、全国で約8万事業所です。

調査票はどのような提出方法でよいのですか？

調査関係書類を郵送でお届けいたします。同封の調査票にご回答いただき、**7月31日まで**
に同封の返信用封筒で郵送またはオンラインでご提出ください。

調査結果は、どのようなことに利用されていますか？

調査結果は、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されています。そのほか、各都道府県最低賃金の決定、労災保険の年金額の算定の資料、雇用・労働に係る国の政策等の基礎資料として活用されています。ご提出いただいた調査票の内容は、集計して統計を作成する目的のみに使用されます。税金徴収や監督指導の目的で利用することはありません。

調査の趣旨や重要性をご理解いただきまして、期限内の提出にご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、調査票への回答方法でご不明な点がございましたら、鹿児島労働局賃金室までお問合せください。

【お問い合わせ先】



厚生労働省 鹿児島労働局賃金室 ☎099-223-8278



例えば…「妊娠したから解雇」

は **違法** です！

「育休取得者はとりあえず降格」

鹿児島労働局雇用環境・均等室

妊娠・出産、育児休業等を理由とする、解雇・雇止め・降格などの不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法と育児・介護休業法で禁止されています。

例えば＜ケース1＞ 妊娠を聞く前は契約更新を前提にしていたが、妊娠の報告を受けたので雇止めにした。

＜ケース2＞ 育休を取りたいと相談されたので、経営悪化を口実に解雇した。

→ **どちらのケースも違法です！**

妊娠、出産、育児・介護休業等の事由の終了から1年以内（年1回の人事異動、昇給のように、時期が事前に決まっているまたはある程度定期的になされる措置に関する不利益取扱いの場合は、事由の終了後の最初のタイミング）に解雇・雇止め・降格等不利益な取扱いを行った場合は、原則として妊娠・出産、育児・介護休業等と不利益取扱いとの間に因果関係があると解され、**例外に該当しない限り法違反**となります。妊娠等の事由から1年が経過して以降に行われた措置であっても、妊娠等の事由と不利益取扱いとの間に因果関係があれば、法違反となります。

妊娠・出産等をした労働者、育児・介護関係制度を利用する労働者に対して、雇用管理上の措置を行うときは、その措置が法違反となる不利益取り扱いでないか十分に確認して措置を講じるようにしてください。

第49回（令和3年度） 労働安全・労働衛生コンサルタント試験のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和3年6月2日付け、公益財団法人安全衛生技術試験協会より標記試験の周知依頼がありましたので下記のとおりお知らせ致します。詳細につきましては、お問い合わせ下さい。

1 筆記試験

- (1) 試験日 令和3年10月19日（火）
- (2) 試験地 福岡県（九州安全衛生技術センター）他
- (3) 合格発表 令和3年12月20日（月）

2 口述試験

口述試験は、試験案内書で確認されるか試験協会にお問い合わせ下さい。

3 受験申請

- (1) 受付期間 令和3年7月5日（月）から8月4日（水）までの間（消印有効）
- (2) 受付場所 （公財）安全衛生技術試験協会本部（郵送可）

4 受験申請書等

- (1) 頒布場所 試験協会又は当労働基準協会本部（TEL 099-226-3621）に準備してあります
- (2) 頒布期間 令和3年6月10日（木）から11月16日（火）までの間

詳細の問い合わせ先
（公財）安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター（福岡県久留米市）
電話 0942-43-3381

事業主の皆さんへ

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン中です！！

～重点事項～

Point
1

アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。

Point
2

学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

Point
3

アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！

Point
4

アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

Point
5

アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

○お困りの際は鹿児島労働局・最寄りの監督署へ相談を！

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時
0120-811-610 土・日・祝日：午前9時～午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けております



鹿児島労働局雇用環境・均等室
TEL:099-223-8239

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」



みんな
で休暇。
夏を
楽しみ
リフレ
ッシュ。



新しい働き方・休み方を実践するために

年次有給休暇 を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



働き方・休み方改善
ポータルサイト



年次取得促進
特設サイト



明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝方勤務」や「フレックスタイム制」などの推進にご配慮願います。

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務



勤務通勤で
ゆったりと



オフィスは
ひろげると



会議は
オンライン



対面での打合せは
換気とマスク

【お問い合わせ先】



厚生労働省 鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-223-8239

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和3年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）		
☐	WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。 
☐	作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 
☐	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。  
☐	服装などの検討	通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。 
☐	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。  迷わず救急車を呼びましょう！
☐	労働衛生管理体制の確立	衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。 
☐	緊急時の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

□ WBGT値の把握

JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

☐ WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。	
☐ 休憩場所の整備	休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。	
☐ 通気性の良い服装など	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
☐ 作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
☐ 熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後や夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
☐ 水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
☐ プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
☐ 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
☐ 日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
☐ 労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- ☐ WBGT値の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよい

□ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・ **いったん作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- ☐ 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- ☐ 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょう。



熱中症は、さまざまな業種、さまざまな状況で発生します

これらは熱中症の危険サイン
すぐに医療機関を受診させましょう。

- 体温が38度以上ありそうな場合
- 1分間の心拍数が100以上ある場合
- 工具を落とす、転倒するなどの症状がある場合
- 意識がおかしい場合（意識障害がある）
- 尿がしばしば出ていない場合

熱中症の救急処置（現場での応急処置）

意識はありますか？

- 意識がある → 涼しい場所へ避難。服を脱ぎ、冷却してください。水分・塩分を摂取させてください。
- 意識がない、呼びかけに応じない、全身が倒れている → 救急隊を要請してください。涼しい場所へ避難。服を脱ぎ、冷却してください。水分等を自力で摂取できない場合は…

救急隊を待つ間…

- 体表面を濡らして、うちわなどで冷風を送りましょう。
- 仰向けや横向きに寝かせ、足を上げて、腹筋、わきの下、太ももの付け根などの大きな動脈が通っている部位を冷却剤などで冷やしましょう。
- 手足を太ももから心臓に向けてマッサージしましょう。

医療機関へ搬送してください

WBGT計で確認しよう！

気温はさほど高くなくても、湿度が高い時には熱中症にかかる危険度が高まります。熱中症は、気温・湿度・風速・輻射熱が複合的に影響を及ぼして起こります。WBGT（渾身熱球温度）で示される暑さ指数の単位は、気温と同じ摂氏度（℃）ですが、その値は気温とは異なります。熱中症対策の指標として、WBGT計で確認し、適切な対策を講じましょう。

職場における熱中症による死傷者数の推移

職場における熱中症による死傷者数は2011年以降、高止まりで推移し、2018年は一気に1,000人を超え、2019年は800人、2020年は約900人と厳しい状況が続いています。

WBGT値を知って熱中症予防！

熱中症予防のための行動目安

危険	31℃以上	熱中症の発生が極めて危険な状態。作業を中止し、涼しい場所へ避難してください。
厳重警戒	28～31℃	熱中症の発生が危険な状態。作業を中止し、涼しい場所へ避難してください。
警戒	25～28℃	熱中症の発生が警戒される状態。作業を中止し、涼しい場所へ避難してください。
注意	25℃未満	熱中症の発生が注意される状態。作業を中止し、涼しい場所へ避難してください。

中小規模事業場安全衛生相談窓口（9:00～17:00）

熱中症対策など、職場の安全衛生に関するご相談は中奨防へ！
※中奨防は労働安全衛生法に基づき、事業者に対する安全衛生指導を行う機関です。

TEL:03-3452-6296 メール:jisha-soudan@jisha.or.jp

北海道安全衛生サービスセンター TEL:011-512-2031 近畿安全衛生サービスセンター TEL:06-6448-3450
東北安全衛生サービスセンター TEL:022-261-2821 大東安全衛生サービスセンター TEL:06-6448-3464
関東安全衛生サービスセンター TEL:03-5484-6701 中国安全衛生サービスセンター TEL:082-238-4707
中部安全衛生サービスセンター TEL:052-882-1731 四国安全衛生サービスセンター TEL:087-861-8999
南関東安全衛生サービスセンター TEL:076-441-6420 九州安全衛生サービスセンター TEL:092-437-1684

薩摩川内地区での講習会のお知らせ

川内支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0996-25-1377 FAX0996-41-3936

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
【普通自動車運転免許証写し必要】 高所作業車運転	8/23～8/24	7/19～7/21	【全科目者】 会員 31,270円 一般 32,270円 【科目免除者】 会員 30,170円 一般 31,170円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

種子島地区での講習会のお知らせ

種子島支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0997-22-2736 FAX0997-22-2731

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
小型移動式クレーン運転	8/31～9/2	7/19～7/21	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

霧島地区での講習会のお知らせ

加治木支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0995-63-1030 FAX0995-63-1030

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
小型移動式クレーン運転	9/6～9/8	7/26～7/30	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

岩川地区での講習会のお知らせ

志布志支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL099-472-4877 FAX099-472-4833

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
小型移動式クレーン運転	9/14～9/16	8/2～8/6	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

令和3年8月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 8/2～8/6	7/5～7/9	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 8/2～8/3		【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	有機溶剤作業主任者	8/5～8/6	7/5～7/9	会員 13,080円 一般 14,080円	※会場がオロシティーホールとなります。
	車両系建設機械運転 (解体用)	8/10	7/12～7/16	会員 18,030円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等)技能講習修了者
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 8/16～8/20	7/12～7/16	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
		【科目免除者】 8/16～8/17		【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円	
		【全科目者】 9/6～9/10	8/2～8/6	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
		【科目免除者】 9/6～9/7		【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円	
	玉 掛 け	8/16～8/18	7/12～7/16	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
		9/6～9/8	8/2～8/6	【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者	8/19～8/20	7/12～7/16	会員 13,080円 一般 14,080円	※会場がオロシティーホールとなります。
		9/9～9/10	8/2～8/6	会員 13,080円 一般 14,080円	
	小型移動式クレーン運転	8/23～8/25	7/19～7/21	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者	8/25～8/27	7/19～7/21	会員 18,910円 一般 19,910円	
	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 8/30～9/3	7/26～7/30	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 8/30～8/31		【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	床上操作式クレーン運転	8/30～9/1	7/26～7/30	【全科目者】 会員 29,280円 一般 30,280円 【科目免除者】 会員 27,080円 一般 28,080円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
特別 教育	クレーン運転	8/2～8/3	7/5～7/9	会員 17,080円 一般 20,380円	
	粉じん作業	8/10	7/12～7/16	会員 8,580円 一般 9,680円	
	研削といしの取替え等 (自由研削用)	8/11	7/12～7/16	会員 11,220円 一般 12,320円	
その他	職 長 教 育	8/11～8/12	7/12～7/16	会員 12,980円 一般 16,280円	
	衛 生 推 進 者	8/27	7/19～7/21	会員 8,300円 一般 8,800円	

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止または延期する場合があります。予めご了承ください。